

厚生労働省の 17の戦略分野等における リ・スキリング・人材確保の主な支援策

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

1. スキル情報等の可視化

- (1) キャリアラダーの構築・普及
- (2) 職業能力検定の創設支援事業

2. プログラム開発・教育訓練の実施・受講支援

- (1) 教育訓練給付金
- (2) 人材開発支援助成金

3. スキル情報等の提供・スキル情報を含めたデータ連携・一元的なデータ提供

キャリアラダーの構築・普及

1 キャリアラダー構築支援の趣旨

○ 就業人口の約6割を占める「現場人材」を効果的に育成・確保するには、求められるスキルを可視化・標準化するとともに、スキルを正當に評価し社内外の労働移動・処遇向上につなげる仕組みが必要。スキルの階層化・標準化の推進と、企業の導入を促進する観点から、以下の事業を実施中。

－「スキルの向上を処遇に結び付けていく環境整備に向けた調査研究事業」（R7～）

…各分野の勤続年数、技能評価制度と処遇の関係性などの基礎調査を行い、キャリアラダーの有用性を啓発するモデルを作成中（P6参照）。

令和7年度：観光、物流 令和8年度：飲食、製造（電気機械器具製造業、プラスチック製造業、軽金属製品製造業、金属プレス加工業）

－「産業・職業別スキル標準の企業導入を促進するための調査研究事業」（R8～）

…中小企業を中心に観光・物流の個社が、自らキャリアラダーを作成する際に活用できる「標準キャリアラダー」と導入支援ツールを作成中。

2 標準キャリアラダー及び導入支援ツールのイメージ

標準キャリアラダー※

- 職種ごとに業務の習熟度と標準的な処遇の幅を整理。隣接する職種にキャリアの幅を広げることで処遇向上が可能なキャリアパスを可視化

	レベル（括弧内は役職等の目安）			
	レベル1 （スタッフ）	レベル2 （シニア スタッフ）	レベル3 （マネジャー）	レベル4 （シニア マネージャー）
職種 物流企画	〇万円 ～ 〇万円	〇万円 ～ 〇万円	〇万円 ～ 〇万円	〇万円 ～ 〇万円
職種 物流営業	〇万円 ～ 〇万円	〇万円 ～ 〇万円	〇万円 ～ 〇万円	〇万円 ～ 〇万円
職種 配車担当	〇万円 ～ 〇万円	〇万円 ～ 〇万円	〇万円 ～ 〇万円	
職種 運転手	〇万円 ～ 〇万円	〇万円 ～ 〇万円		



導入支援ツール

- 企業担当者が、自前で自社の人事・評価・賃金制度に即したキャリアラダーを無理なく導入・運用できるよう支援するツール

① キャリアラダー作成支援シート

- ・ 個社ごとの職務内容・範囲や対応職種等のカスタマイズ
- ・ 各職種/レベルに必要なスキルの可視化
- ・ スキルや処遇の向上を実現するキャリアパスの可視化

② スキル評価シート

- ・ キャリアラダーで整理したスキルごとに管理者が的確に評価・それに応じたキャリア形成支援

③ 導入ガイドライン

- ・ 企業がキャリアラダーを社内に導入する際に参照する運用モデルを提示

※必要に応じて隣接職種と切り分け（例：運転手と配車担当 等）

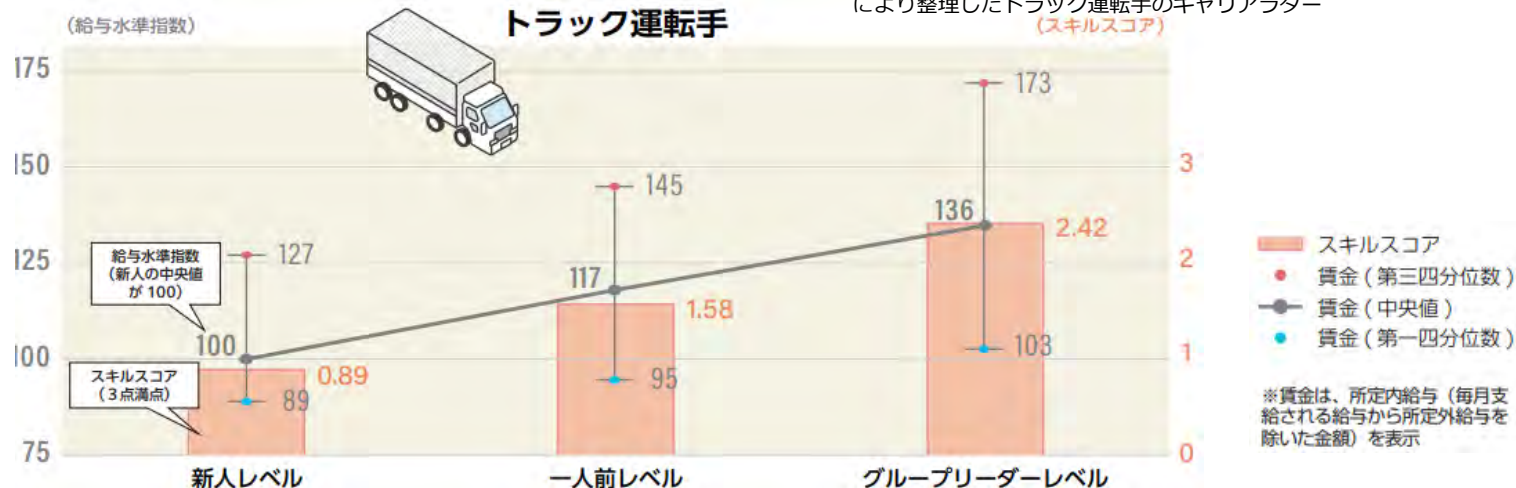
レベルごとの職務内容を言語化し、必要スキル・レベルを定義

職種固有スキルと職種横断スキル（コミュニケーション、デジタルリテラシー）は分けて定義

キャリアラダーの構築・普及

- 現場人材のスキルの向上を処遇に結びつけていく環境を整備するため、**スキルと処遇の関係を明確化した「キャリアラダー」を構築し、スキルを正當に評価する仕組みを普及。**
- 令和7年度は「**観光（ホテルスタッフ・旅館スタッフ）**」「**物流（トラック運転手・倉庫スタッフ）**」の4職種、令和8年度は17の戦略分野等に関連する「**製造（電気機械器具製造業、プラスチック製造業、軽金属製品製造業、金属プレス加工業）**」、「**飲食（ファミリーレストラン）**」の合計**5職種**で調査を実施。

令和7年度「スキルの向上を処遇に結びつけていく環境整備に向けた調査研究事業」により整理したトラック運転手のキャリアラダー



総合スコア (3点満点)

		新人レベル	一人前レベル	グループリーダーレベル
		0.89	1.58	2.42
点数のつけ方				
他の従業員を指導しつつ、自身の判断で遂行している				3点
自身の判断で遂行している				2点
指導を受けながら遂行している				1点
担当していない				0点
輸配送作業	14 運転者の責務	1.02	1.61	2.37
	15 日常点検	1.25	1.88	2.52
	16 点呼の励行	1.27	1.78	2.44
	17 運行内容の確認と理解	1.17	1.85	2.48
	18 貨物の積付け(固縛)	1.19	1.98	2.61
	19 乗務記録等による記録	1.28	1.94	2.48
	20 情報機器の取扱	1.16	1.79	2.37
	21 運転者のマナーと顧客対応	1.19	1.93	2.55
	22 貨物事故発生時の対応	0.96	1.50	2.16
	23 交通事故発生時の対応	1.00	1.48	2.11
	24 大型自動車の運転	0.94	1.82	2.50
	25 トレーラの運転	0.74	1.74	2.41
	26 大型特殊自動車の運転	0.79	1.69	2.50
	27 輸配送	1.22	1.93	2.57
28 積込・荷下ろし	1.26	1.99	2.63	
29 輸送商品の理解	1.18	1.91	2.54	
30 輸送品質の管理	1.11	1.82	2.51	
31 輸送商品の衛生管理	1.15	1.85	2.56	

	新人レベル	一人前レベル	グループリーダーレベル
キャリアの特徴	運転業務に慣れながら、交通安全の遵守や商品別の取扱い方法、配送ルートなどを覚えていく段階	基本的な業務ができることを前提に、難易度が高い商品やルートを扱ったり、担当外の応援に入ったりできる段階	業務への習熟や運転技能・安全性の高さから、他のドライバーへの指導的な立場を担う段階
資格・検定	フォークリフト運転技能者	<ul style="list-style-type: none"> ・はい作業主任者 ・危険物取扱者(各種) ・小型移動式クレーン運転士 ・玉掛け技能者 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理者(貨物) ・整備管理者 ・その他(防火管理者、衛生管理者等)
全レベル共通: 各種の自動車運転免許			

経験年数	新人レベル	一人前レベル	グループリーダーレベル
1~2年			
3~4年			
5~7年			
8~10年			
11年以上			

※アンケートの回答の多さで色を分けています。

- 5% 未満
- 5% 以上 10% 未満
- 10% 以上 20% 未満
- 20% 以上 30% 未満
- 30% 以上

(※)スキルスコアは、配車運行管理、輸配送作業、輸送梱包作業を整理

職業能力検定の創設支援事業

1 事業の目的と内容

- 地場産業や成長分野など業界標準が確立していない技能も対象に、外部労働市場に一定の通用力を有する職業能力評価制度（団体等検定）の創設と活用の促進により、企業横断的な能力評価の基盤整備、労働者が自らの意思で仕事を選択でき、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備を実現する。

【主な事業内容】

- ・検定構築・運営経験を有するコンサルタントが検定構築の初期段階から厚生労働省への認定申請まで一貫して行う伴走支援
- ・制度紹介と検定構築初期相談が同時に可能な出張相談会の開催

2 職業能力検定の概要と事業スキームのイメージ

【団体等検定の概要】

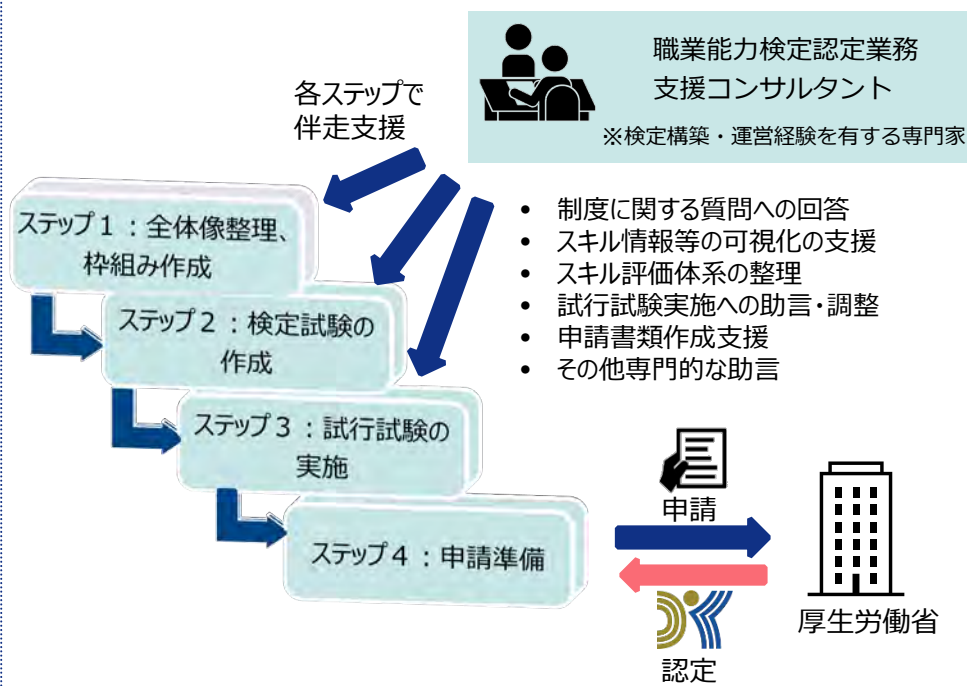
事業主団体等が、労働者等の技能と地位の向上に資することを目的に、雇用する労働者以外の者を含めて実施する職業能力検定について、一定の基準に適合し技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する。

	技能検定	団体等検定	認定社内検定
概要	厚生労働大臣が労働者の技能を検定し、これを公証する制度（技能士） （国家資格）	要件を満たす民間検定を厚生労働大臣が認定※ ※検定の枠組みを認定 （国家資格ではない）	要件を満たす社内検定を厚生労働大臣が認定※ ※検定の枠組みを認定 （国家資格ではない）
実施機関	都道府県知事又は指定試験機関（厚生労働大臣が指定した民間団体）が実施	民間団体・個別企業が独自に実施	民間団体・個別企業が独自に実施
対象となる技能・受検対象者	・全国的に業界標準が確立された技能 ・一定数の受検者が見込める職種（概ね年間1000人以上） ・実施機関の雇用労働者以外も対象 ・現在、133職種	・地場産業、成長分野など業界標準が確立していない技能も対象 （検定の安定的な運営が見込まれる受検者数であれば可） ・実施機関の雇用労働者以外も対象 ・現在 6 団体、6 職種認定	・個別企業、団体において先進的・特有の技能 ・実施機関の雇用労働者のみが対象（団体が実施する場合には会員企業の労働者） ・現在43企業・団体、113職種認定
評価方法	・学科試験＋実技試験により評価 ・労働者のスキル向上を促すため、原則として複数等級		

【事業スキームのイメージ】

民間団体への委託により、以下の事業を実施する。

専門家(職業能力検定認定業務支援コンサルタント)による検定の創設支援



団体等検定の一覧

【令和6年度認定】

家政士団体検定 (R7.3認定)

実施機関：(公社)日本看護家政紹介事業協会

対象職種：家政サービス

【▼食材を「切る」「むく」「下ごしらえ」】



陸災防フォークリフト荷役

技能検定 (R7.3認定)

実施機関：陸上貨物運送事業労働災害防止協会

対象職種：フォークリフト荷役

【▼フォークリフトを安全、正確、迅速に操作】



日本躯体コンクリート打込み

・締固め工団体検定(R7.3認定)

実施機関：(一社)日本建設躯体工事業団体連合会

対象職種：コンクリート打込み・締固め工

【▼型枠内部へのコンクリート打込み・締固め】



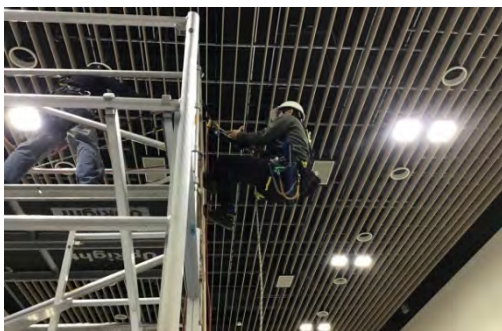
【令和7年度認定】 ⇒全て本事業による出張相談会に参加

全国ガラス外装クリーニング協会 連合会団体検定 (R7.11認定)

実施機関：(一社)全国ガラス外装クリーニング協会連合会

対象職種：ガラス外装クリーニング

【▼ロープを使った高所の洗浄】



一般社団法人日本産業カウンセラー 協会団体検定 (R8.3認定)

実施機関：(一社)日本産業カウンセラー協会

対象職種：産業カウンセラー

【▼相談場面を想定したロールプレイ】



電子回路営業職業能力検定

(R8.3認定)

実施機関：(一社)日本電子回路工業会

対象職種：電子回路営業

【▼訪問・情報収集・交渉のロールプレイ】



1. スキル情報等の可視化

- (1) キャリアラダーの構築・普及
- (2) 職業能力検定の創設支援事業

2. プログラム開発・教育訓練の実施・受講支援

- (1) 教育訓練給付金
- (2) 人材開発支援助成金

3. スキル情報等の提供・スキル情報を含めたデータ連携・一元的なデータ提供

教育訓練給付金について

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を**労使が拠出する**雇用保険より支給。

⇒各分野の所管大臣がプログラム認定制度を創設した場合、その適切性を所管省庁と厚生労働省が連携して精査した上で、

専門実践・特定一般教育訓練給付金の対象とすることを検討

	専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付金 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付金 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> 受講費用の50%（上限年間40万円） （6か月ごとに支給） 追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の20%（上限年間16万円） 追加給付②: 訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒受講費用の10%（上限年間8万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 受講費用の40%（上限20万円） 追加給付: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の10%（上限5万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 受講費用の20%（上限10万円）
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付金は2年以上、特定一般教育訓練給付金・一般教育訓練給付金は1年以上） 		
講座数	3,488 講座	1,424 講座	12,340 講座
受給者数	37,165人（初回受給者数）	4,947人	73,766人
講座指定要件	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ、原則、訓練期間が1年以上又は120時間以上等の要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（4年制課程含む） ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学大臣認定 ③ 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程 ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学大臣認定 ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座の課程（ITSSレベル3以上） 経済産業大臣認定 ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ、原則、訓練期間が1年未満又は120時間未満等の要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学大臣認定 ④ 職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程 	<p>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの （民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）

（注）講座数は令和8年4月時点、受給者数は令和6年度実績。

教育訓練給付金の講座指定の対象となる主な資格・試験など

参考

■ 専門実践教育訓練給付金

最大で受講費用の**80%**
〔年間上限64万円〕を受講者に支給

■ 特定一般教育訓練給付金

最大で受講費用の**50%**
〔上限25万円〕を受講者に支給

■ 一般教育訓練給付金

受講費用の**20%**
〔上限10万円〕を受講者に支給

大学・専門学校等の 講座関係

職業実践専門課程

(商業実務、工業、情報、デザイン、土木・建築、経理・簿記、電気・電子、医療福祉等)

【講座例】

- ・AIシステム科
- ・公認会計士税理士科
- ・電気・通信施工学科 等

職業実践力育成プログラム

(社会科学、工学・工業等)

【講座例】

- ・慶應義塾大学大学院EMBA
- ・早稲田大学スマートエスイーIoT/AIコース
- ・立教大学大学院人工知能科学研究科 等

キャリア形成促進プログラム

(医療、商業実務等)

短時間の職業実践力育成プログラム (人文科学・人文)

短時間のキャリア形成促進プログラム (文化教養関係)

【文科大臣が認定】

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座

(クラウド、IoT、AI、データサイエンス、ネットワーク、セキュリティなど)

【経産大臣が認定】

ITSSレベル3以上の資格取得を目指す講座 (シスコ技術者認定資格等)

ITSSレベル2の資格取得を目指す講座 (基本情報技術者試験等)

ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター能力認定試験
CAD利用技術者試験

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
中型自動車第一種・第二種免許

技術関係

測量士補
電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士
電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

営業・販売関係

調理師
宅地建物取引士資格試験
国内旅行業務取扱管理者試験

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント
社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
中小企業診断士試験

事務関係

登録日本語教員
Microsoft Office Specialist 365
VBAエキスパート
簿記検定試験 (日商簿記)

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士 (介護福祉士実務者研修を含む)
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師

主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護職員初任者研修

医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者 (R) 試験

製造関係

製菓衛生師
パン製造技能検定試験

人材開発支援助成金について（令和8年度）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

⇒**業界団体等による教育訓練プログラムの開発**に対し、**人材開発支援助成金も含めた支援の在り方について検討**

【助成対象（申請者）：雇用保険適用事業主 対象労働者：雇用保険被保険者】

（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)		新規採用助成・ 職務代行助成 ※2・5	設備投資 助成 ※3
			賃金要件等を 満たす場合※1	賃金要件等を 満たす場合※1	賃金要件等を 満たす場合※1	賃金要件等を 満たす場合※1				
① 人材育成 支援コース	人材育成訓練	10時間以上のOFF-JTによる訓練	800円 (400円)	1,000円 (500円)	正規：45(30%) 非正規：70%	正規：60(45%) 非正規：85%	-	-	-	-
	認定実習併用職業訓練	新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練			45% (30%)	60% (45%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)	-	-
	有期実習型訓練	有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練			75%	100%	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)	-	-
	中高年齢者実習型訓練	中高年齢者が実践的なスキルを習得するために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練			60%	75%	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)	-	-
② 教育訓練休暇等 付与コース	有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成		-	-	30万円	36万円	-	-	-	-
③ 人への投資 促進コース 令和4年4月～※7	高度デジタル人材訓練	高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-	-	-
	成長分野等人材訓練		1,000円※4	-	75%	-	-	-	-	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	800円 (400円)	1,000円 (500円)	60% (45%)	75% (60%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)	-	-
	定額制訓練	サブスクリプション型の研修サービスによる訓練	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-	-	-
	自発的職業能力開発訓練	労働者が自発的に受講した訓練（訓練費用を負担する事業主に対する助成）	-	-	45%	60%	-	-	-	-
	長期教育訓練休暇制度	長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	1,000円※5 (800円)	- ※5 (1,000円)	20万円	24万円	-	-	新規採用助成※6： 27.45、67.5万円 職務代行助成：75%	-
	教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-	-	-
④ 事業展開等リスク 支援コース 令和4年12月～※7	1～3に関する10時間以上のOFF-JTによる訓練 1：事業展開、2：DX・GX化、3：企業内の人事・人材育成に関する計画に基づき今後従事することが予定される職務		1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-	-	50%

※1 訓練終了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算

※2 休暇取得者に代わって業務を行った職員に対して職務代 hands を支払った場合や新規雇用または派遣受入をした場合に助成（中小企業のみ対象）

※3 訓練終了後、実技の訓練等で実際に使用した機器・設備等と同種であって、事業展開等に資する機器・設備等を購入し、訓練受講者全員の賃金を一定割合引き上げた場合に助成（中小企業のみ対象）
(事業展開やDX・GXに伴い新たな分野が必要となる知識や技能を習得させるための訓練に限る)

※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成 ※6 休暇取得期間に応じて助成額が異なる ※7 令和8年度末までの時限措置

人材開発支援助成金の活用事例

人材開発支援助成金

事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

活用事例1：人材育成支援コース（人材育成訓練）

港湾業（中小企業）

○訓練内容

- ・港湾コンテナヤードで使う荷役機械の運転要員育成のため、新入社員に対して、大型免許を取得をさせるなど、安全講習+通学訓練（教習所）を実施

○助成額

- ・経費助成 13.5万円（1人当たり）×5人=67.5万円
13.5万円の内訳 受講料30万円×45%=13.5万円
- ・賃金助成 36千円（1人当たり）×5人=18万円
36千円の内訳 45時間×800円=36千円

活用事例2：人への投資促進コース（高度デジタル人材）

情報通信業（中小企業）

○訓練内容

- ・デジタル業務の中核となる人材を育成し組織力を強化するため、社員の中から有望な職員から3名を選抜し、プロジェクトマネージャー資格取得に関する訓練を実施。

○助成額

- ・経費助成 21万円（1人当たり）×3人=63万円
21万円の内訳 受講料（資格受験料含む）28万円×75%=21万円
- ・賃金助成 3万円（1人当たり）×3人=9万円
3万円の内訳 30時間×1,000円=3万円

活用事例3：人への投資促進コース （情報技術分野認定実習併用職業訓練）

情報通信業（中小企業）

○訓練内容

- ・新規採用した人材（IT分野未経験者）をIT分野経験者と同等の人材に早期に育成して離職を防止するため、プログラミングの基礎や、業界特有の職務内容・知識に関する訓練を実施

○助成額

- ・経費助成 45万円（1人当たり）×10人=450万円
45万円の内訳 受講料75万円×60%=45万円
- ・賃金助成 24万円（1人当たり）×10人=240万円
24万円の内訳 300時間×800円=24万円
- ・OJT実施助成 20万円（定額）

活躍事例4：事業展開等リスクリング支援コース（DX）

建設業（中小企業）

○訓練内容

- ・建設事務だけではなく建設現場職員のフォローが行える人材を育成するため、書類作成等の事務に必要なIT技術（工事写真の加工やクラウドデータ管理方法等）及び施工管理手順や各種書類作成等に関する訓練を実施

○助成額

- ・経費助成 22.5万円（1人当たり）×4人=90万円
22.5万円の内訳 受講料30万円×75%=22.5万円
- ・賃金助成 96千円（1人当たり）×4人=38.4万円
96千円の内訳 96時間×1,000円=96千円

1. スキル情報等の可視化

- (1) キャリアラダーの構築・普及
- (2) 職業能力検定の創設支援事業

2. プログラム開発・教育訓練の実施・受講支援

- (1) 教育訓練給付金
- (2) 人材開発支援助成金

3. スキル情報等の提供・スキル情報を含めたデータ連携・一元的なデータ提供

労働市場情報の提供に関する今後の取組

『外部労働市場の機能を強化』を行い、情報をワンストップで提供できるよう、

職業情報（職務、スキル、賃金）、職場情報、求人情報や訓練・リスキリング等の情報連携の強化を進める

※ ①各種申請画面への遷移、②AIによる訓練検索等への活用も検討

労働関連ポータルサイト「みんなの労働ナビ」

※労働に関する情報を一元的に提供する総合的データプラットフォーム

17戦略分野のスキル標準等の情報を順次掲載

職業情報 (job tag)

アクセス (PV) 件数 : 約5,000万件 (令和7年度)
掲載職業 (令和8年3月現在) : 556職業
※ 主なアクセス元は、民間企業 (人材サービス企業を含む)、学校、地方自治体、求職者 など

該当する職業の求人を検索

各職業の仕事内容、スキル、賃金やニーズの高い職業、スキル標準などの各種情報基盤を提供

職業に必要な訓練検索

求人情報 (ハローワークインターネットサービス)

訓練・リスキリング (各種訓練サイト)

※ハローワーク訓練検索、教育訓練給付対象講座、マナパス、マナビDXなど

求人企業の情報を検索

職場情報 (しよくばらぼ)

企業における働き方や職場の取組などの情報を提供

必要なスキルが活かせる企業を検索

※順次機能強化 (青矢印)

求人・求職申込みへ

キャリアコンサルティング、訓練申込みへ

みんなの労働ナビ について

- 労働関係情報を掲載する各種サイトを集約し、**利用者が自身のニーズに合った情報にワンストップでアクセスすることができるポータルサイト「みんなの労働ナビ」**を令和8年3月に開設

ワンストップで知りたい情報にアクセス可能

- ①求職者（就職・転職希望者）学生
- ②在職者（キャリア形成、働き方）
- ③企業・事業主
- ④支援者（キャリアコン、教育機関など）

利用者の属性に応じて情報を整理



分野別に探すことも可能
統計については別途導線
を設置

ノウハウ・お役立ち	知る・探す	学ぶ・見直す
就活の基本	職業を知りたい	スキルアップをしたい
働くときの基礎知識	企業・職場を知りたい	キャリアを見直したい
離職時・休職中に受けられる支援	仕事を探したい	

利用者が、属性ごとに知りたい情報を選択することで、必要な情報へ誘導



(参考) 「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）（抄）
リ・スキリングの各種支援策に関する関係省庁の情報の連携・一体化を進め、**包括的で利便性の高いポータルサイトの構築**に向けて検討する。

みんなの労働ナビ

労働に関するさまざまな情報を個人・企業の方さまのニーズに合わせてご案内します。



[URL] <https://www.mhlw.go.jp/roudou-navi/>

ピックアップによる重点的な情報発信

トップページにピックアップ欄を設け、より多くの利用者への周知が必要な情報を取り上げることで強力かつ効果的なPRを実施

